

1 土
2 日
3 月
4 火
5 水
6 木
7 金
8 土
9 日 県知事・県議会議員一般選挙
10 月
11 火
12 水
13 木
14 金
15 土
16 日 町長・町議会議員一般選挙
17 月
18 火
19 水
20 木
21 金
22 土
23 日
24 月
25 火
26 水
27 木
28 金
29 土
30 日

4月9日(日) 県知事・県議会議員一般選挙

統一地方選挙

4月23日(日) 町長・町議会議員一般選挙

不在者投票は 選挙管理委員会どうぞ

投票日当日、仕事や旅行などの「やむを得ない事情」で投票できない人は、不在者投票ができます。印鑑を持って役場2階の選挙管理委員会へお越しください。

- 不在者投票ができる期間
- ▽県知事選挙 3月23日から4月8日まで
- ▽県議会議員一般選挙 3月31日から4月8日まで
- ▽町長・町議会議員一般選挙 4月18日から22日まで
- 時間 いずれも毎日午前8時30分から午後5時まで

町内転居者の投票所は 転居の日によって変わります

町内で転居した人は、転居の届け出日によって投票所が変わります。県知事・県議選挙については、**3月13日**までに町内転居した人は、新住所地(転居先)の投票所で、**3月13日**以降に町内転居した人は、旧住所地(転居前)の投票所で投票してください。町長・町議選挙については、本紙4月10日号でお知らせします。

統一地方選挙の日程と選挙権

	県知事	県議会議員	町長・町議会議員	
投票日	4月9日(日)		4月23日(日)	
告示日	3月23日	3月31日	4月18日	
選挙時登録・選挙権	基準日 登録日	3月22日	3月30日	4月17日
	国籍	日本国民であること		
	年齢要件	昭和50年4月10日までに生まれた人		昭和50年4月24日までに生まれた人
住所要件	平成6年12月22日	平成6年12月30日	平成7年1月17日	
	までに転入届けし、引き続き住民基本台帳に登録されている人			
選挙人名簿の縦覧	期間	3月23日から3月24日まで	3月31日から4月1日まで	4月18日から4月19日まで
	場所	遠賀町選挙管理委員会(役場2階)		

お知らせ版

広報

おんが

あなたと町を結ぶ
みんなの情報誌

3 No.599
平成7年
3月25日号

情報



役場 293-1234

妊婦相談と4か月児健康診査があります
問い合わせは保健衛生係へ

◆妊婦相談

- とき 4月3日(月) 午後1時30分～3時30分
- ところ 役場保健室
- 内容 母子健康手帳の交付、産前・産後の知識、妊婦体操と産補助動作など
- 持ってくるもの 印鑑(母子健康手帳の受領者のみ)
- 料金 無料

◆4か月児健康診査

- とき 4月13日(木) 午後1時10分～1時40分
- 対象 生後4か月児、6か月児(平成6年10月から12月生まれの子の乳児)
- ところ 遠賀町中央公民館
- 内容 医師による診察、身体測定、保健婦による保健指導など

●持ってくるもの 母子健康手帳、健康診査票、バスタオル
●料金 無料
※対象者には個人通知します。

固定資産課税台帳の縦覧を行います

税務課固定資産課税係

地方税法の規定により平成7年度固定資産課税台帳の縦覧を行います。自分の土地や家屋の課税台帳を確かめましょう。特に、昨年度の新築・増築や土地の売買など固定資産に異動があった人は、ぜひ、ご覧ください。所有者以外の人が縦覧する場合は、委任状が必要です。なお、電話による価格などの問い合わせには応じていません。

- 縦覧期間 4月1日から20日まで(土・日曜日を除く)
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで
- 縦覧場所 役場税務課固定資産係窓口

戦争体験記 原稿募集

- 応募資格 戦争にまつわる体験をお持ちの人
- 応募方法 400字詰め原稿用紙で6・7枚程度。冒頭に表題を、末尾に住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号を記入してください。また、原稿内容を伝える写真があればお貸しください。(写真はお返しします。写真の裏に住所と氏名を記入してください)
- 締め切り 6月13日(火) 当日消印有効
- 記念品 応募者全員に記念品
- 応募先 福岡県総務部県政情報課 [〒812福岡市博多区東公園7-7 ☎092(622)0804] ※郵送の場合は封筒の表に「戦争体験原稿在申」と記入してください



固定資産税第1期分の納期限は5月31日

平成7年度固定資産税第1期分の納期限は、5月31日になります。これは、本年3月の地方税法の改正にともない固定資産課税台帳の縦覧が例年より1か月遅れたためです。納付書は5月中旬ごろ発送しますので、よろしく願っています。

●問い合わせ 役場税務課固定資産係

産税係 技能検定試験に チャレンジしませんか

福岡県職業能力開発協会では、平成7年度前期技能検定試験を次のとおり実施します。

- 受付期間 4月3日(月)～14日(金)
- 実施する職種 造園、機械加工、電子機器組立て、電気機器組立

て、建設機械整備、婦人子ども服製造、左官、タイル張り、畳製作、防水施工など五十四職種
●受験手数料 △学科試験Ⅱ一律二千六百円 △実技試験Ⅱ八千五百円から一万三千八百円まで
●申し込み 職業能力開発協会 ☎092(671)1238
※受験資格など詳細は、福岡県能力開発課技能振興係 ☎092(651)1111(代)へお尋ねください。

遠賀地鶏普及対策事業 遠賀地鶏(春雛)を育ててみませんか



産業課農政工商係では、昨年の秋に引き続き地鶏のあっせんを行います。ふるって申し込みください。

- 申し込み期間 3月27日(月)～4月5日(水)
- 申し込み資格 町内在住の人
- 募集人員 先着30人分(300羽)
- 募集要領 △雛の種類=イサブラウン△雛の羽数=1戸(1人)10羽以内△雛の日齢=50日雛
- 配付方法 5月下旬ごろ、各地区ごとに配付予定
- 雛の価格 雄・雌ともに1羽309円(618円の半額を町で補助)
- 申し込み 印鑑を持参のうえ、産業課農政工商係窓口で申し込みください。電話での受付はいたしません。
- 問い合わせ 産業課農政工商係

鶏の飼育については、悪臭・蚊・ハエの発生や鳴き声などで隣近所に迷惑のかかるおそれがあります。これらの問題は、飼育者本人が責任をもって解決しなければなりません。十分に検討のうえ、申し込んでください。

国民年金保険料

4月から11,700円になります
付加保険料は変わりません

額保険料	定額保険料 +付加保険料では
11,700円×12月 140,400	[(11,700円+400円)×12月] 145,200
137,010	141,690
3,390	3,510

けるうえに保険料の割引がありお
得です。4月に平成8年3月まで
の一年分を前納する場合の保険料
額は次の表のとおりです。

3日(金)までに。

	外来(1か月につき)	入院(1日につき)
平成7年 度額	1,010円	700円(急病代は)
平成8年 4月1日から	消費者物価に スライド	消費者物価に スライド
支払い の方法	ひとつの医療機 関ごとに毎月最 初の診療日に支 払う。総合病院 では各診療科ご と、医科と歯科 では別々に支払 う	入院日数分支払 う(ただし、住 民税非課税世帯 等で、老齢福祉 年金の受給権者 は、1日300円 を2か月間だけ 支払う)

窓口で支払う費用

ださい 二情報

納付は世帯主の義務です

国民健康保険税は、国保加入の資格を得た月から納めます。加入の
届け出をした月からではありません。例えば3月に会社をや
め、5月に国保加入の届け出をした場合、保険料は、加入資
格を得た3月分にさかのぼって納めなければなりません(た
だし、給付は申請した月からとなります)。最高で3年まで
さかのぼりますので、届け出が遅れると納入の負担が大き
くなります。資格を得たらすぐに役場国保年金係へ届け出をし
ましょう。

国民健康保険税はいつから納めるの

民間情報コーナー(県小倉総合庁
舎二階 ☎(581)4934)

●利用時間 情報センター、情報
コーナーいずれも午前9時から
午後0時15分までと午後1時か
ら5時まで(土・日曜日・祝
日・年末年始は休み)

中間・遠賀地区「少年の船」
団員とスタッフ募集

申し込みは所定の用紙で

レクリエーションや現地での自
然観察を通して、団体生活の楽し
さと社会参加の意義を学びませ
んか。中間・遠賀地区「少年の船」
実行委員会では、団員とボランテ
ィアスタッフを募集しています。

●とき 8月2日(土)6日

●ところ 屋久島・種子島

●募集人員 ▽団員 九十人
スタッフ 二十人程度

●参加資格 ▽団員 遠賀郡・中
間市に住む小学4年生から中学
2年生まで ▽スタッフ 高校生

以上

●参加費用 ▽団員 小学生は七
万五千円、中学生は八万三千円
▽スタッフ 七万円程度

●申し込み 教育委員会社会教育
課にある所定の申込用紙で4月
1日から29日(当日消印有効)
までに実行委員会へ

●問い合わせ 中間・遠賀地区
「少年の船」実行委員会の武谷
さん ☎(282)6267

外国人登録上の 続柄の記載が 変わりました

3月20日から

外国人登録証明書に記載される
世帯主と子どもとの続柄「長男」
「二女」などが、3月20日から「子」
に変更されます。

これにともない3月20日以降に
外国人登録される人の登録証明書
には、世帯主と子どもとの続柄は
「子」と表示されます。

また、すでに外国人登録されて
いる人の登録証明書については、
3月20日以後、きりかえや外国人
登録法上の各種申請などの際に役
場住民課に提出されたものから表
示を「子」に変更していきます。

●問い合わせ 住民課住民係

雇用促進事業団の財形教 育融資をご利用ください

融資額は最高450万円

雇用促進事業団では、財形貯蓄
をしている勤労者に、本人または
家族が進学や在学中に必要な教育
資金の融資を行っています。公的
融資制度ですから利率が低く、利
用しやすくなっています。

- 融資対象費用 入学金、授業料、
教科書代、下宿代など
- 融資対象施設 高等学校、短大、

大学、専修学校、各種学校など

●融資額 財形貯蓄残高の五倍以
内で、十万円から四百五十万円
まで

- 融資条件 ▽利率 年五・六
七%(2月1日現在) ▽返済期
間 八年
- 申し込み 財形教育融資業務取
扱店の掲示のある金融機関へ
- 問い合わせ 福岡雇用促進セン
ター
☎092(262)2700

ご存じですか 福岡県の情報公開制度と 個人情報保護制度

情報公開制度とは、県の公文書
を閲覧できる制度で、県民であれ
ばいつでも簡単に請求することが
できます。また、県情報センター
や県情報コーナーでは県の総合
計画、統計資料、市町村の資料な
ども自由に閲覧でき、必要な情報
を得ることが出来ます。

個人情報保護制度は、県が持つ
ている個人に関する情報などに
ついて、適正な取り扱いを確保す
るためのルールを定めたものです。
また、県が持っている個人に関す
る情報については、その情報の本
人は開示を求めるとなどもでき
ます。

●制度の窓口 総合窓口は県民情
報センター(県庁行政棟一階 ☎
092(651)1111代)

相談・案内窓口は北九州地区県

北九州ウインドアンサンブル

SPRING WIND
CONCERT Vol. 5

4月9日(日)
午後2時から

遠賀コミュニティセンター

●問い合わせ
上野美和子さん ☎(293)4934

入場無料

国民年金保険料は、基礎年金（老齢・障害・遺族）を支払うための大切な財源です。基礎年金は将来にわたり生活の基礎的部分をまかなうものですから、その年金額の値打ちが守られるよう物価の上昇に応じて毎年4月に年金額の改定が行われるほか、少なくとも5年ごとには生活水準の向上にみあう年金額の見直しが行われます。

また、このように物価上昇や生活水準の向上による年金額の引き上げに照らして、保険料も段階的に引き上げられることになっていきます。

現在、年金を受けている人たちの暮らしを支え、将来私たちが自身が年金を受け取るための年金の値打ちを確かなものにするための保険料引き上げです。どうぞご理解ください。

**納付組織で納めると
奨励金を交付します**

五人以上の納付組織を作って、国民年金保険料をまとめて納付すると、徴収総額の二%の奨励金を交付します。お得ですので、ご近所の人や、お知り合いの人と納付組織を作りませんか。

便利でお得な前納制度があります
国民年金保険料の前納を利用されると、毎月納めに行く手間が省

定	
毎月納めた場合	(1)
前納した場合	
割引される額	

※前納は、4月2

老人医療の一部負担金

4月1日から1,010円に
(外来の場合)

平成3年に制定された老人保健法等の一部を改正する法律では、老人医療にかかる一部負担金（医者にかかった場合に自分で支払う費用）の額が、物価スライド制で改定されることになりました。このため、平成7年度の外来一部負担金が現行の一月千円から十円引き上げられ、一月千十円になります。

物価スライド制では、総務庁が作成する年平均の全国消費者物価指数の伸び率を指標に一部負担金が改定されます。改定は十円未満の端数切り捨てで行われるため、今回、入院一部負担金の改定はありませんでした。

入院時の食事代の標準負担額	1日	600円
住民税非課税世帯等	90日までの入院	※ 1日 450円
	90日を超える入院	※ 1日 300円
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金の受給権者	※ 1日	200円

●申請に必要なもの 健康保険証、老人医療受給者証、印鑑

※住民税非課税世帯等の人は、標準負担額減額認定書が必要です。現在入院中で、まだ標準負担額減額認定書の交付を受けていない人は、お急ぎ、役場国保年金係で申請手続きをしてください。

老齢福祉年金

支払いは4月11日から
受け取った後は
年金証書の提出を

老齢福祉年金の4月期の支払いが4月11日（火）から始まり、4月期分を受け取られたら、すぐに老齢福祉年金証書を役場国保年金係に提出してください。

8月に受け取る年金額を記入するための大切な届け出です。必ず守りましょう。

※老齢福祉年金と老齢基礎年金は異なるものです。お間違えのないようにご注意ください。

詳しくは、国保年金係にお尋ねください

**受け取りはお早めに
国民健康保険証を交付します**

今、お持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）は、3月31日で期限が切れます。新しい保険証を次のとおり交付します。

- とき 3月27日（月）から31日（金）まで（午前9時から午後4時まで）
- ところ 役場玄関ホール
- 持ってくるもの 保険証（橙色）と印鑑



※遠隔地の学生など家族と別に保険証をお持ちの人は、申請書（住民課国保年金係にあります）に学生証の写しまたは、在学証明書を添付して、印鑑をお持ちのうえ、国保年金係で手続きをしてください。

知っておきたい国保ミニミ

納税通知書は世帯主あてに送られます。世帯主自身は会社勤めなどで国保の被保険者でない場合も、納付義務は世帯主にあります。

保険税の納め忘れはありませんか

▼保険税は、国保の大切な財源です。財源が不足し国保が運営できなくなれば、わたしたちは国保からの十分な給付も受けられず、負担だけが重くのしかかることとなります。保険税納付は国保加入者の義務です。きちんと納め、国保の健全な運営を支えましょう。

▼災害など特別な事情により、保険税納付が困難なときは、保険税の減額・免除がなされる場合があります。お早めに国保年金係へご相談ください。

- ▼特別な理由もなく長い間、保険税を滞納すると、次のような措置が取られることがあります。
- ① 保険証を返していただきます。
- ② ①によって、医療費が一旦、全額自己負担になります。
- ③ 国保給付が差し止められます。
- ④ 財産差押えなどの処分を受けることがあります。



すればこそ…

狂犬病の予防注射と登録をお忘れなく

問い合わせは、保健衛生係へ

もうすぐ始まります 狂犬病の予防注射と登録

今年度の予防注射と登録の日程が決まりました。日程表を掲載していますので、あなたの都合のいい日を選んで受けてください。費用は注射と登録あわせて6,000円(予定)です。注射は生後91日目から受けられます。

なお、この日程で、都合がつかない場合は、次の動物病院でも注射と登録ができます。それ以外の動物病院では、注射のみとなります。この場合、登録は遠賀保健所で行ってください。

●注射と登録ができる動物病院

- 【遠賀町】▽おんが動物病院(新町) ☎(293) 2011
- 【中間市】▽末崎犬猫病院 ☎(246) 1487
- ▽ハーレー動物病院 ☎(244) 5980
- 【岡垣町】▽伊藤動物病院 ☎(283) 2722
- ▽ビレッジ動物病院 ☎(283) 1013
- 【水巻町】▽松田犬猫病院 ☎(202) 1124
- 【芦屋町】▽野中家畜病院 ☎(223) 0366


狂犬病予防注射 日程表

		と き	と ころ
4月10日 (月)	午前	10時 ~10時10分 10時25分~10時35分 10時50分~11時15分	島津公民館 道官集会所 若松公民館
	午後	1時30分~2時20分 2時45分~3時	別府公民館 上別府公民館
4月11日 (火)	午前	10時 ~10時50分 11時5分~11時35分	鬼津公民館 尾崎公民館
	午後	1時20分~2時 2時15分~2時35分	広新渡公民館 新渡公民館
4月14日 (金)	午前	9時40分~10時10分 10時25分~11時5分 11時20分~11時45分	虫生津公民館 芙蓉集会所 東町公民館
	午後	1時20分~2時20分 2時35分~2時45分 3時 ~3時15分	木守公民館 若葉台公民館 千代丸公民館
4月17日 (月)	午前	10時 ~10時40分 10時55分~11時40分	老良公民館 浅木公民館
	午後	1時15分~2時5分 2時20分~2時35分 2時50分~3時	東和苑公民館 遠賀川保育園 旧停公民館
4月19日 (水)	午前	10時 ~11時30分	田園公民館
	午後	1時15分~2時	松ノ本公民館
4月24日 (月)	午前	10時15分~11時	役場車庫前

今年から犬の登録制度が変わる


毎年1回の登録が生涯1回になります

犬を飼っている皆さん、今年の4月から犬の登録制度が変わることになりました。新しい登録制度は、正確に犬の状況を把握しながら、飼い主が負担に感じていた登録にかかる費用や手間を少なくすることを目的に改正されました。



登録は生涯1回、しかし、登録内容変更時には届け出を

毎年1回の登録が、新制度では1生涯に1回登録すればよいこととなります。つまり、4月1日以降に1回登録を済ませば、あとはその必要がなくなります。しかし、飼い犬が死亡したときや犬の所在地が変わったとき、あるいは飼い主の住所の変更があったときなどは、そのたびに飼い主は市町村へ届け出をしなければなりません。



ご注意ください!

- ・平成6年度に犬の登録をしていた方も、平成7年4月1日から実施される新制度でも登録をしなければなりません。
- ・犬の鑑札と狂犬病予防注射済票は、犬の首輪につけていなければなりません。
- ・犬の登録は生涯1回となりますが、狂犬病の予防注射は従来と同様に年1回受けなければなりません。

廃品(資源ごみ)回収実施団体への 奨励金制度を行っています

使い捨て時代と呼ばれる現在は、ごみの量が増えるばかりでなく大切な資源を食いつぶし、まだ利用できるものまで、わざわざお金をかけて灰にし、埋め立てています。

遠賀町では、ごみの減量と資源化を推進するために平成3年度から廃品回収実施団体へ奨励金を交付しています。

奨励金交付対象団体の 登録受付は4月28日まで

奨励金を受けるためには、登録が必要です。現在、継続的に廃品回収をしている団体やこれから始めようとする団体は、4月3日(月)から4月28日(金)までに役場保健衛生係へ届け出てください。登録は、1年ごとの更新制です。



対象団体は営利を目的としない団体です

奨励金制度の対象となる団体は、資源ごみの集団回収を継続的に実施する町内の自治会、子ども会、婦人会、老人会など営利を目的としない団体に限ります。

対象となる品目は

紙類・布類・鉄類・ビン類の4種類です

紙類・布類・鉄類は1キログラムにつき5円。ビン類は1本につき5円の奨励金を交付します。(10円未満切り捨て)

◎奨励金制度の概要

○資源ごみ集団回収団体の届け出(4月28日まで)
届け出をもとに登録します。

※登録は単年度のみ有効。

○資源ごみ回収活動(廃品回収)

○リサイクル業者への売却

※品目別数量・売却明細書と仕切り書を受け取ってください。

○奨励金交付申請書を役場保健衛生係に提出

※交付申請書に必要事項を記入し明細書・仕切り書といっしょに提出してください。

○奨励金交付決定通知書

○奨励金交付

申請・問い合わせ先
福祉課 保健衛生係 ☎(293)1234



スポット

「ほら、ここにもあるよ」。自分たちで探ったツクシを手にごきげんの3人は遠賀川の花田康夫くん、子ちゃん兄妹、そして前田友雅ちゃん。3月5日、西川河川敷で小さい春を見つけました。

予防接種法の改正

4月から風しん予防接種の対象者が変わります

問い合わせは保健衛生係へ

予防接種法が改正され、4月から風しん予防接種の対象年齢が変わります。また、これまで中学2年生の女子に行っていた集団接種は4月からなくなり、男女を問わず医療機関で個別接種を受けていただくこととなります。(本紙3月10日号に折り込んだ予防接種計画表をご覧ください。新しい予防接種の詳細は、4月10日号でお知らせする予定です)

●風しんの予防接種4月からの対象年齢は

生後12か月以上 90か月(7歳6か月)未満	の部分は	の人は、12歳になるまで定期では受けられません。
7歳6か月以上 12歳未満		
12歳以上 16歳未満		平成15年以降は対象でなくなります。

※4月に7歳6か月(90か月)、16歳を迎える人〔昭和62年10月生まれと昭和54年4月生まれの人〕は、予防接種を受けられる日数がわずかです。急いで受けてください。

※風しんの予防接種は1回で済みます。幼児期に受けられた人は、12歳から16歳までの間に受ける必要はありません。

参加しませんか、国際交流

総務庁の海外派遣事業

- 国際青年育成交流(航空機による海外派遣)
 - ▽対象者 20歳以上30歳以下の人
 - ▽派遣時期 9月から10月にかけて4週間程度
 - 日本・中国(韓国)青年親善交流(航空機による海外派遣)
 - ▽対象者 20歳以上29歳以下の人
 - ▽派遣時期 9月から10月にかけて20日間程度
 - 世界青年の船
 - ▽対象者 20歳以上29歳以下の人
 - ▽派遣時期 来年1月から3月にかけて65日間程度
 - 東南アジア青年の船
 - ▽対象者 18歳以上30歳以下の人
 - ▽派遣時期 9月から11月にかけて55日間程度
- ※対象者の年齢は、いずれも4月1日現在
- 申し込み 4月14日(金)までに福岡県県民生活局青少年対策課へ☎092(641)4740(訪問国・経費など詳細は同課へお尋ねください)